

第9回 亀山市まちづくり基本条例推進委員会議事概要

日時：平成23年2月24日
9：30～11：30
場所：市役所3階大会議室

－今回の会議のテーマ－

- ① 情報公開・情報共有について（説明・議論）
- ② フリートーク（厳しい財政になる中での地域やまちづくり）
- ③ まちづくり基本条例のPRについて

1. 5つのテーマに関するまとめ（確認）

・今後行政の検討すべき事項（案）についての説明（事務局）

会長：今年度は、今回で最後となるが、この結果を来年度行政で検討してもらうこととなるが、資料のようなまとめとしてよいだろうか。

一同同意

会長：では、そのように行政で検討していただき、少し期間をおいて、秋ごろに検討結果をフィードバックしてもらいたいと思う。

2. 情報公開・情報共有について（説明・議論）

会長：前は、委員からの意見で、情報公開・情報共有について議論することとなったが、担当部署から出席していただいているので、説明を受けたいと思う。

・情報公開についての現在の取り組みを説明（法制執務室）

・情報共有についての現在の取り組みを説明（広報秘書室）

・事前意見について、委員より説明

会長：まず、整理したいのは、亀山市としては公開の対象としているのは公文書であり、意思形成過程のもの、公文書になる前のものは対象としていないということだと思うが、公文書とはどんなものかということと、委員の意見にもある、市民側の情報をどのように共有するか、市民の持っている情報を管理する仕組みがあったほうがいいのではないかということがあると思う。

法制執務室：まず、意思形成過程のものなど、情報公開条例の規定の中で、「公開しないことができる」とされているものについては、個々の案件について判断し、公開しない場合がある。

会長：文書があるのに公開しないという場合はあるのか。

法制執務室：感覚的な回答となってしまいが、そんなに多くはないがあることはある。また、基本条例との整合という点については、基本条例にある市民の情報公開を求める権利を有するという点を、制度的に保証するのが、情報公開条例であると考えている。情報共有という観点で言えば、公開の制度と広聴広報の部分と一体で進めていくものであると考えている。また、市民が情報公開の決定については、担当室から法制執務室、最終的には市長とチェックを行う中で、市として統一的な運用を図っている。

会長：委員の意見は、積極的に開示していったらどうか、というもので、行政としては、請求があって応じるというもののように思う。

委員：情報公開審査会に市民は入っているのか。また、開催されているのか。

法制執務室：市民の委員もおり、5名中4名の委員がいる。22年度はまだ0件だが、21年度は3件あった。異議申し立てがあった場合の開催のため、定期開催はない。

委員：口頭で異議申し立てがあった場合はどうなのか。

法制執務室：Face to Face で説明しご理解いただけたと考えている。また、口頭の申し出では審査会は開催できない。書面による正規の手続きを行うので、口頭での要望には、窓口での対応となる。

会長：口頭での要望や苦情などを受けたりするのは、どちらかというところの機能になるのではないだろうか。

事務局：さまざまな、苦情・要望なども当然あるが、対応できる範囲内で対応させていただいている。

会長：議員からのそうしたことがあった場合はどうか。

事務局：一般の方と同じ対応だし、個人情報なども当然出せない。

委員：現在、情報公開の受け付けはどこでやるのか。

法制執務室：議会・教育委員会はそれぞれの担当はあるが、法制執務室で受け付けている。

委員：コミュニティなどでも受け付けできると、敷居が低くなるかもしれない。

事務局：現実には、包括的な要求があり、担当職員でも苦慮することもあり、出先などで対応することは難しいと思う。

委員：行政の対応は大変とは思いますが、申請件数が多いほど行政への関心が高いという捉え方をした方が良いと思う。

委員：そうした、いろんな意見を行政に言う人は偉いと思う。それなりに勉強も必要だし、文句ではなく問題提起と考えるべきだろう。

委員：自分の自治会からも要望を出したこともあるが、回答が貰えない場合があったので、何らかの回答は出すべきだと思う。

事務局：当然、委員の言われるとおりで、その案件については詳細を確認し、きちんとした対応を行うようにしたい。

会長：これは、窓口で対応した際に、情報公開の手続きを説明するなどしておけば回答があったのだろう。だから、委員の言われるように、いろんな場所に申請用紙を配備することも一つの方法だと思う。

法制執務室：そうしたこともあるが、やはり窓口できちんと対応することが必要だと思う。

事務局：まちづくり基本条例と情報公開の関係としては、策定経過を含めて申し上げると、情報共有の原則としては、弁護士なども交えてかなりの議論を行ったのだが、そのなかでは、市民の持つ情報の中には、まちづくりに有益なものもある。それらの情報を市民・議会・執行機関で共有することで、効率的で有効なまちづくりを行うことができる。なので、この条例では、情報共有を基本原則の一つに掲げることとした。しかし、この条文だけでは一方が他方に情報開示を求めることはできないと解釈しており、それを具体化する制度として情報公開条例が存在するとしている。また、これとは別に、広報などで積極的に情報を発信することや、必要な情報を提供することもあると考えられる。また、この条例の中で、執行機関の責務もあるが、これについても具現化するのが情報公開条例となっている。

こうした経過からも、広報などでの積極的な情報提供などの中で、委員のご

意見のことも踏まえた検討が必要であることは、行政としても認識している。

会長：今の話で行くと、双方に情報提供しあうということでは無いように思う。
また、情報共有を具体的にどう進めるのかについては少し分かりにくいように感じる。

事務局：この議論のなかでは、情報公開条例の見直しというわけではなく、それぞれを持つまちづくりに関する有益な情報を、お互いに共有することが有益なことであるということが前提であるが、市民からの要求に応えることは情報公開条例で一定の対応をすることはできるが、逆に市が市民からの情報を吸い上げるようなことはできないので、情報公開条例に変わるような仕組みが必要なのかどうかという点についてはもっと議論が必要と考えている。

会長：委員の意見としては市民情報も共有しなきゃならないということだろうか。

委員：市民情報もあるはずで、それを共有する必要がある。しかし、その仕組みが今はない。

事務局：これに代わる仕組みとしては、特定のテーマに関しては、パブリックコメントや審議会などへの市民参加などもその一つだと思っている。しかし、全分野の情報を、という仕組みはないのは確かだが、どこまで市民の方の協力が得られるかという点もあるし、逆に漠然としすぎてかえってよくわからないということもあり得ると思う。

会長：なかなか、行政からそうした市民の情報を出せとは言えないだろう。市民から積極的に情報提供できる仕組みを作る必要があるのだろう。

委員：そうした点からも中間支援機能の必要性が出てくるのだと思う。そして、現在の情報公開条例はまちづくり基本条例の4条に該当する仕組みで、12条の情報共有の原則を具現化する仕組みはまだないのだと思う。だから、そのための仕組みを今後作っていかなければならないと思う。

会長：結果的にはそうした議論になる。中間支援組織などができると、そこがそうした情報共有のツールにもなり得るのだということが委員の意見と思う。

事務局：他市を見ていると、仕組みは漠然とはわかるが、なかなかうまくいかないことが多い気がする。大学などのように、少し公的な色合いのあるところが絡まないと難しいような気がする。

会長：少しまとめてみると、情報公開については、現在の仕組みでやっていくことになるだろうが、情報共有の仕組みが今はない。相互に情報をやり取りするための仕組みが、今後の亀山市には求められることなのではないだろうか。

委員：少し戻った質問だが、情報公開の件数が増減があると思うが、内容的な分析はしているのだろうか。市民ニーズもわかり、大切なことだと思うので是非やってほしいと思う。

3. 厳しい財政になる中での地域やまちづくり

会長：それでは、中期財政見通しと財政改革方針について、事務局から説明を受けて、少し議論したいと思うので、説明をお願いします。

・中期財政見通しと財政改革の基本方針の説明（事務局）

会長：大きな二つの柱があるが、歳出については毎年度5億円の削減を進め、歳入についての取り組みはどうだろう。まだ具体的なところは無いということだろうか。

事務局：現時点では歳出については、5億円の削減目標を見ながら取り組み、歳入改革についてはまだ具体的なところは出てはいない状況である。

委員：極端なことをいうと、平成26年には夕張市のようになるということなの

か。

事務局：そこまでの状況ではない。しかし、何の取り組みも行わなければ、財政調整基金も平成25年度に底を尽き、即座に17億の歳出削減をしなければならなくなるという状況ということである。なので、今から取組を始めるということである。

事務局：少し補足すると、財政力指数というものがあり、これが1を切る団体は交付税の交付を受けている団体で、財政的に国の助けを受けているということになるのだが、亀山市はここ数年1を超えていた。これも23年度には1を割り込む見込みではあるが、その後も0.9台を推移すると見込んでいる。とはいえ、これまで豊かな財源に支えられ、事業の選択と集中が十分できていたのかという反省にたって、市民サービスを減少させずに、事業を絞ることができるのではないかとこの考え方で、後期基本計画の策定を進めたいと思っている。

会長：実際にはこれを受けて具体的な何かがあるわけではないということの良いのか。

事務局：まあ、そうなのだが、受益者負担の適正化としては、合併以降見直しを行っていないので、他市との比較もしながら改めて検討する必要があると考えている。だから、上げることありきではないと考えている。

委員：総合計画があると思うが、それはこの財政見直しなどを踏まえて見直すのか。

事務局：総合計画の中の前期基本計画が23年度までとなるので、現在24年度からの5カ年の後期基本計画を策定している。その検討に当たっては、当然こうした状況も含めて検討している。

委員：総合計画で着手している事業についても見直すものもあるのだろうか。

事務局：ハード的なものは、財源があった時期に大部分が済んでおり、今後は大規模事業はそれほど出てこないと思う。なので、今のサービス水準を財源が不足する中でどうやって維持していくのか、というような点が課題と考えている。

会長：例えば、市民・地域団体などの補助金のあり方や、地域組織のあり方まで踏み込むような検討は後期基本計画なのかという気もするがどうだろう。

事務局：新しい公共の考え方もあり、市民ニーズへの適応をどのようにしていくのかということになるかと思っている。そうした仕組みを考えて、5年間を動かしていきたいと思う。

委員：受益者負担の適正化や、民間活力を導入し委託できるもの委託するなどの工夫は必要だと思う。経常的な経費にもメスを入れる必要性もあるんだと思う。

会長：民の方にも発想の転換が必要で、官におんぶに抱っこな部分もあり、自分たちで収益を上げるようなことも考えなければならない時期にあるのだと思う。

委員：市民が頑張らないといけない時期に来ているんだと思う。

委員：中学生までの医療費無料化や高齢者へのタクシー券など、いろんなところで亀山は財政が豊かでいいな、というイメージがずいぶん定着している。しかし、財政見直しを見ると数年先にはそうではない状況となってきている。こうした状況の変化を市民によくわかってもらうことが大切だと思う。

委員：行政になんでもしてもらおうのではなく、市民自らがやれることなどを自治会などで考えていく必要があるだろうし、自分も自治会総会などで話をしていきたいと思っている。

会長：いろんなソフトサービスを提供していると、ストップさせるのは非常に難しい。しかし、前回、委員からもあったように財政的な危機意識というのは市民の中でも十分認識する必要がでてきたんだろう。最終的には政治的な判断となる部分が大きいだろうが、市民の方でも、いつまでも恵まれているわけではないと

いうことは理解する必要があるだろう。

委員：そういう意味でも、このまちづくり基本条例がバックボーンになるんだと思っている。市民もやらなければならないが、市民から提案していくのは難しいので、行政からいろんな提案や働きかけをし、一体となって考えていくことが大切だと思う。自治会のなかでもコミュニティビジネスなどを手掛けていくことなども考えていく必要がある。

事務局：今、地域福祉計画の策定をしていて、その中にもそうだし、それ以外のいろんな計画の中にも、地域との協働ということは書かれている。しかし、その仕組みは書いていない。市のやることは具体的に書いてあるが、地域との協働となると、やっていく。と書いてあるだけの状況である。そうした点についても今後の計画の中では、書き込みを進めていくことが重要だと思う。例えば高齢者の見守りとして、声掛けをしてもらうなどもあると思うが、地域ごとの差もあり、市内でも悩んでいるところである。

会長：これまでの議論でもあったが、いろんな取組においてのモデル地域を設定するなどしていくことも考える必要があるだろう。

委員：やっぱり、今の亀山市の市民には危機意識が欠けているんだと思う。それを持たせるためには、行政の側からいろんな問題点などの投げかけをしていく必要があるだろう。

会長：危機感を煽れというわけではないが、そういう認識を持っていてもらうことは行政にとっても大切なことだと思う。

4. まちづくり基本条例のPR（15分）

会長：いろんなPRの仕方があると思うが、たとえばシンポジウムを開くというのもあると思うが、堅いイメージで土日によっても、市民の参加意欲が出るだろうか。いろんなイベントなどに参加させてもらうこともあるが、参加者の顔ぶれを見るとどうしても固定的な面があると感じる。なにか楽しいイベントに出来ないかと思う。シンポジウムをやっても固定的なメンバーになってしまうのであれば、勉強会のような方法もある。その場合は広報的な効果は望めないと思うが、皆さんはどのようなやり方がいいと思われるだろうか。

委員：これから自治会総会の時期があるので、そうした機会に広報していくというのがあると思う。

会長：今の時期に、というのは難しいかもしれないが、夏場あたりに何かできないだろうか。また、やるにしても、単に条例を持って行って説明するというのもどうかというところで、何らかの仕掛けが必要になると思うが。あるいは委員のコネクションを活用して、人を呼ぶこともできるかもしれないが、集客力には疑問はあるかもしれない。

事務局：一つ情報提供だが、現在、後期基本計画策定についての市民アンケートを実施しており、その中で、まちづくり基本条例の認識度合を項目として加えている。結果が出ればその辺りも一定の状況は把握できるようにしている。

事務局：PRのための予算としては3、40万程度なっている。

会長：そうなる集客力のあるタレントなどを呼ぶことも難しいだろう。

委員：議会基本条例とは一緒にできないのだろうか。

事務局：声掛けはさせてもらうが、そうなるタレントを呼んでイベント、といった方法は難しいと思う。おそらくシンポジウムのような方法になるだろう。また、議会としては予算は持っていないので、先ほどの予算の中で、ということとなる。

会長：議員とこの会議の委員と討論するというのはどうだろうか。

委員：議員は出にくいのではないだろうか。

委員：キックオフの視察行った時は、市長・議員・策定委員と一緒に席についてシンポジウムでのパネリストをやっていた。あのイメージはすごく良くて、一体となってまちづくりを進めていくイメージが伝わると思う。

会長：議員としてもこうした場に出てきて、議会の意義をアピールする必要は高まっているし、一緒にできればいいと思う。

委員：まちづくり基本条例も、本来若い世代に意識してもらう必要があると思う。PTAなどを活用することはできないのだろうか。

会長：PTAの活用は重要だと思う。また、機会を得て説明するにしても、単に条例の説明というのは退屈してしまう。それよりも、なぜこの条例が必要なのか、といったことを分かりやすく砕いて、説明できればと思う。例えば、今の亀山市は豊かな財政から厳しい状況へ変わってきていて、そうした中でまちづくりを進めるためには「新しい公共」といったような考え方も必要となってきている。だから、市民の皆さんにもまちづくりへ協力するという意識が必要になってきているんだ、ということを理解してもあるということが大切なんだと思う。そのため作った条例がこの「まちづくり基本条例」なんだと思う。条例の説明ではなく、こうしたことを発信するので十分だと思う。

事務局：この条例のキックオフの時にも委員に講演をしてもらったんだが、人口減少・財政危機といったことや、新しい公共の話などをしてもらったことがある。ただ、当時は亀山市は右肩上がり、あんまり状況が合わなかった。それが今は亀山市もそういう状況になってきている。

会長：そういう意味でも危機感を共有している方も出ているのではないかな。

事務局：企業の方では共有している方も見える。

会長：企業向けというのも面白い。いろんな人をターゲットにしていくのは面白いし大切だと思う。さっきのPTAや、企業、地域の集まりなどに出て行って、「まちづくり基本条例」の説明というよりは、なぜ今それが必要なのか、というような説明をした方が効果的だと思う。ただ、行政的にはそれよりもシンポジウムを開いて、多くの方に捲いて興味を持ってもらった人につなげていくような形の方がいいのかもしれない。

事務局：4月に一度考えていただければ、事務局（案）を作成するので、それで議論していただければと思う。で、これは今思い付いただけだが、例えば委員に講演をしてもらって、パネルディスカッションを副市長などとしてもらう。また、その講演も15分くらいにまとめておいてもらい、その映像をケーブルテレビで流す。あるいはそれを持ってコミュニティを回る、などでアピールを行う。ということもあると思う。

委員：その前に、自治会総会などでの説明をしている映像を撮っておくと面白いと思う。

事務局：あるいは、スポンサーボードやパネルのようなものを作成しておいて、いろんなイベントなどで配置していくなどもあると思う。まあ、一度は何かを開催し、その映像などを有効に活用できるようにしたいと思う。

会長：あまり頻繁に開催するというよりその方がいいと思う。また、現実的な面も含めて、議会と一緒にやる方がいいのかどうかも含め、事務局の案をまとめておいてほしい。それに基づいて、次回4月の会議において議論することとしたい。

事務局：事務局案は作成するが、皆さんからもご意見があれば事前にお知らせいただくとありがたい。

会長：今のところ、予算が3、40万くらいだということは決まっている。あと、

時期的は、早くても7月以降か、もしくは秋ごろになるのだろうか。そうしたことも念頭に入れて、アイデアがあれば出してほしいと思う。

委員：さっき少し話の出た、地元の総会などだが、少しそこでペーパーを配ろうかと思っているのだが、そうした単独行動はどうか。

会長：推進委員会というよりは、推進委員として発言してもらう分には構わないと思うが。

事務局：昨年作ったリーフレットがあるので、部数を言っただけであれば用意させていただく。

委員：それよりも、今年我々が議論した内容を報告できればと思っている。そういう話をして、現在進行しているということをお話の方が良いと思う。

事務局：それであれば、条例の作成経過と今年度の議論、財政見直しなどで、A3両面で1枚ものの資料を作成させていただく。内容は最終、会長に確認していただいて、委員の皆さんにお配りしたい。

会長：個人的には、皆さんの意識共有は出来ていると思うので、ここで何なすると報告してもらわなくても個人プレーをOKだと思う。総会までの間にも、委員の皆さんには積極的にPRしていただきたいと思う。

5. 次回以降の会議について

(第10回推進委員会)

日 時 平成23年4月22日(金) 14:00~

会 場 市役所3階第1委員会室